

その他の事例（物件取扱いに関する違反）

事例：官用車運転中の居眠り



【概要】

隊員Aは、自衛隊のトラックを運転中に居眠りをしたため、トラックが横転し、道路脇の住宅のブロック塀に衝突しました。後ろの座席に乗っていた隊員1人にけがを負わせたなどとして、減給の懲戒処分となりました。

【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
官用車の居眠り運転 交通事故 同乗者の負傷	道路交通法第70条 (安全運転義務違反)
	自衛隊法第60条 (職務に専念する義務)

～居眠り運転と過労運転～

- 居眠り運転と過労運転は同じようにも思えますが、罰則等が大きく異なります。管理者は、部下が過労運転とならないよう運行管理を適切に行うことが大切です。

区分	道路交通法該当条項	罰則	違反点数
居眠り運転	直接の禁止規定等はなし。 ただし、安全運転の義務（第70条）に違反する行為に該当するものとして処罰。	3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金	2点
過労運転	第66条（過労運転の禁止） 何人も、（中略）過労、病気、 薬物の影響その他の理由により、 正常な運転ができないおそれがある 状態で車両等を運転しては ならない。	3年以下の懲役 又は五十万円以下の罰金	25点 ※無免許 運転と同じ。